

過去の包括外部監査による成果事例(主なもの)

監査年度	監査テーマ	指摘内容	対応内容
H11	債権の管理について	県営住宅貸付料について、平成11年3月末現在の債権金額のうち、既に時効により債権が消滅しているものがある。これを含め債権金額全体について適切な改善措置を講ずるべき。	既に時効により債権が消滅しているものは、平成12年3月24日付けで不納欠損処分した。その他未収債権については、戸別訪問、明渡請求等の法的措置を実施した。
	県有財産の取得状況	県有財産において、登記面積と台帳面積の不一致事例があり、改善措置を講ずるべき。	台帳面積を訂正した。今後は台帳面積と登記面積の照合を徹底する。
H12	財政援助団体の管理	土地開発公社において、消費税計算に当たり、職員の通勤費が控除されていないため、納付税額が過大となっており是正すべき。	税務署への更正手続きを行い、平成13年4月に還付を受けた。
		中小企業振興公社の設備貸与事業について、時効の成立や会社代表者・保証人が行方不明等により回収可能性が皆無に近いと考えられる債権の貸倒処理が必要である。	平成12年度末に貸倒償却を行った。
H13	財政援助団体の管理	生活つなぎ資金協会が行う貸付制度(給与所得者に50万円を上限として貸付)は、他の融資制度もあり必要性が薄れてきていることから、廃止を検討すべき。	平成13年度をもって貸付制度を廃止した。
	公の施設の管理	総合科学博物館において、公衆電話取扱手数料の歳入調定もれ及び担当者自費による不足分立替えがあった。	歳入調定もれ及び立替え分について、平成13年10月に調定及び返還した。
	県税の賦課徴収事務	滞納状況に関する情報について、本庁から定期的に各地方局に提供されているが、一部運用されていない地方局があるため、全地方局で統一的に運用するとともにデータ内容を拡充すべき。	電子データによる未納情報の提供を平成14年1月から全地方局で統一的に行い、その際、データ内容についても拡充した。
H14	県立病院事業の経営と事務の管理	北宇和病院は、県立病院経営の必要性は特に認められず、累積赤字が増大する一方であることから廃止の方向で検討すべき。	平成15年度に県立病院としては廃止する方針を打ち出し、平成18年4月に地元町へ移譲した。
		6病院で統一的な実施計画により、薬品の実地棚卸を実施する必要がある。	実地棚卸の範囲や方法を定めた「実地棚卸マニュアル」を策定し、平成15年9月から同マニュアルに基づき実地棚卸を実施している。
H15	外郭団体への補助及び委託について	動物園内の植栽管理業務について各工区の統合化による一括発注等でコストダウンや指名業者の入れ替えを検討するとともに、除草作業等は、委託業務から切り離して地元のシルバー人材センターの活用を検討すべき	従来の4工区を3工区に統合するとともに指名業者を増やした。また、除草作業については、地元のシルバー人材センターと契約して実施するよう改善した。
		(社福)愛媛県社会福祉事業団が保有する基金等を活用した助成事業や貸付事業は、その必要性等から県からの資金が有効活用されているとはいいがたいため、活用策を再検討(事業廃止を含め)すべき。	平成18年3月末までに地域福祉基金助成事業ほか2事業を廃止した。

監査年度	監査テーマ	指摘内容	対応内容
H16	情報システムの経済性・有効性・効率性等について	県政情報サービスは、インターネットを簡易に疑似体験する場を県民に提供するサービスであるが、アクセス件数もほぼゼロとなっており、有効性はなく、コスト(作業や設備)を要しているため廃止すべき。	平成17年4月に同サービスを廃止した。
		愛媛県産業情報センターの設備のうち、利用度の低い施設(データ処理室、マルチメディアソフト制作体験室、モニタリング室)を廃止して他方面の有効活用方法を検討すべき。	平成17年3月末に当該施設を廃止し、創業支援を行うためのインキュベート施設に改修した。
H17	愛媛県の財産の管理状況について	美術館において、作品の現物と管理台帳を照合したところ、現物の写真をポジフィルムでとって台帳に貼り付けることとなっているが、10,000円/点の費用が掛かることもあり、未整備のものが見受けられた。	デジタルカメラ等で写真を撮影し、台帳整備を進めている。
	愛媛県の公営企業等の消費税及び地方消費税について	病院事業会計において、補助金・負担金等全額を用途不特定の特定収入としているが、特定支出に使用されるものが一部あり、計算方式を変更すれば、消費税額1,186,831円(H16年度)の節税となる。	特定収入のうち課税支出に充てることが明確なものは特定収入の課税仕入分として、非・不課税支出に充てることが明確なものは特定収入から除外してその旨決算書に記載し、消費税の申告を行った。
H18	愛媛県の行った業務委託契約について	エレベータ保守点検・修理の委託業務について、県が管理するエレベータ数は相当数あるため、これらを統括して取り扱うべき	平成19年度より、県庁周辺8施設(本庁舎、議事堂、地方局、美術館、警察本部等)をグループ化し、一括契約を実施した。
		松山地方局の警備業務委託について、実態は「警備」というより「駐車場管理業務」であり、従業員数が100人以上であること等の本件指名競争入札の基準は駐車場管理業務と無関係と思われる。したがって指名競争入札を一般競争入札に変更する必要がある。	入札方法について検討する中、業務委託の必要性についても再検討した結果、平成19年度から警備業務委託を廃止した。
		上記ほか、各施設における維持管理関係の複数業務について、指摘に基づき随意契約、指名競争入札を一般競争入札へ移行した。	
H19	愛媛県の執行した補助金等について	政務調査費について、用途基準に従い適正に使用されたかどうかを収支報告書の確認だけでなく、請求書、領収書等の証拠書類との照合等、実質的な検証を行うべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書の内容をより詳細なものにする。 ・用途の具体例を示した事務処理マニュアルを作成する。 ・1件1万円以上の支出について領収書を添し、収支報告書とともに閲覧に供する。
		県議会議員選挙における選挙運動用自動車の燃料代の公費負担金について、上限額を超えての交付は不適切であり、チェック体制に不備があった。	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料供給業者7者から、超過交付金額全額(5,322円)の返納を受けた。 ・選挙運動費の公費負担の事務に係る担当者向けのチェックマニュアルを作成する。